



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*54 漁船法施行細則の一部を改正する規則 (資源管理課) ..... 1

### ○ 告示

1314 産業廃棄物処理施設の設置許可申請 (循環型社会推進課) ..... 5

1315 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課) ..... 6

1316 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防  
サービス事業者の廃止 (長寿社会課) ..... 6

1317 農用地利用配分計画の認可 (経営支援課) ..... 8

1318 道路の区域変更 (道路保全課) ..... 8

1319 道路の供用開始 ( " ) ..... 9

### ○ 警察本部告示

10 一般競争入札による落札者の決定 ..... 9

## 規 則

### 和歌山県規則第54号

漁船法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年11月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 漁船法施行細則の一部を改正する規則

漁船法施行細則(昭和26年和歌山県規則第64号)の一部を次のように改正する。

第1条中「よらなければならない」を「より行わなければならない」に改める。

第3条第2項中「3週間前」を「1週間前」に改め、「、当該予定期日並びに法第8条の規定による認定を受けようとする場所及び期日を」を削り、「により」を「による漁船認定申請書を」に、「届け出なければならない」を「提出しなければならない」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

施行規則第11条の2第2項の規定による届出は、別記第5号様式により行わなければならない。

第5条第2項中「規定により申請書の提出」を「届出」に、「期日及び場所を決定して」を「場所及び期日を指定して」に、「申請者」を「届出者」に改め、同条第3項中「法」を「、法」に、「見易いところ。」を「見やすい箇所」に、「別記第6号様式」を「別記第7号様式」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定による通知を受けた者は、法第13条の規定による検認を受けようとするときは、別記第6号様式による漁船登録票検認申請書を知事に提出しなければならない。

第6条中「別記第7号様式」を「別記第8号様式」に、「別記第8号様式」を「別記第9号様式」に、「別記第9号様式」を「別記第10号様式」に、「よらなければならない」を「より行わなければならない」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第1条関係)

## 漁船建造(改造・転用)計画変更報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏名又は名称

印

下記のとおり変更したので、漁船法第4条第9項の規定により報告します。

## 記

- 1 建造(改造・転用)許可番号
- 2 建造(改造・転用)許可年月日
- 3 漁業種類
- 4 計画総トン数
- 5 推進機関の種類及び馬力数
- 6 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後
氏 名 又 は 名 称		
住 所		
船 名		
推進機関の製作所の名称 及び所在地		
起工、進水及びしゅん工、 改造工事の着手及び完成 又は転用の予定期日		
建造、改造又は転用に要 する費用及びその調達方 法の概要		

別記第3号様式中「殿」を「様」に、「漁船の」を「漁船法第8条の規定による」に改め、「漁船法第8条の規定により」を削る。

別記第9号様式中「殿」を「様」に、「第11条」を「第11条第1項」に改め、同様式を別記第10号様式とする。

別記第8号様式中「殿」を「様」に改め、同様式を別記第9号様式とする。

別記第7号様式中「殿」を「様」に、「第17条」を「第17条第1項」に改め、同様式を別記第8号様式とする。

別記第6号様式中「漁船検認合格證」を「漁船検認合格証」に改め、同様式を別記第7号様式とする。

別記第5号様式中「殿」を「様」に改め、「ついて」の次に「漁船法第13条の規定による」を加え、「から漁船法第13条の規定により」を「ので、」に、「検認を受ける希望場所」を「指定された場所」に改め、同様式を別記第6号様式とし、別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

別記第5号様式 (第5条関係)

漁船登録票検認届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏名又は名称

印

漁船法施行規則第 11 条の 2 第 2 項の規定により、下記のとおり検認を受けようとする場所及び期日を届け出ます。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船名
- 3 検認を受けようとする場所及び期日

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の漁船法施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

## 告 示

## 和歌山県告示第1314号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、同条第4項の規定によりその概要等を次のとおり告示するとともに、同条第2項の申請書及び当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧する。

平成27年11月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請の概要

(1) 申請者の住所、名称及びその代表者の氏名

大阪府松原市天美東二丁目84番地の6

株式会社三高産業 代表取締役 宮脇加代子

(2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

和歌山県紀の川市東毛字下東尾374番外36筆

(3) 産業廃棄物処理施設の種類

安定型最終処分場

(4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

ア 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

イ ゴムくず（石綿含有産業廃棄物を除く。）

ウ 金属くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）

エ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）

オ がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

(5) 申請年月日

平成27年6月25日

## 2 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課及び岩出保健所衛生環境課

(2) 縦覧期間

平成27年11月17日（火）から同年12月17日（木）まで（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時45分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

## 3 意見書について

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者で生活環境保全上の見地からの意見のあるものは、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 意見提出期間

平成27年11月17日（火）から平成28年1月4日（月）まで（郵送の場合は、同日までの消印のあるも

のは有効とする。)

## (2) 意見提出先

ア 和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課  
郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地  
E-mail e0318003@pref.wakayama.lg.jp

イ 岩出保健所衛生環境課  
郵便番号 649-6223 岩出市高塚209

## (3) 意見書の形式等

ア 郵送、持参又は電子メールにより提出すること。

イ 意見書の様式は、問わない。

ウ 意見書には、生活環境保全上の見地からの意見と共に住所、氏名、対象となる産業廃棄物処理施設の種類及び申請者の名称を日本語により記載すること。

## 和歌山県告示第1315号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成28年1月5日まで縦覧に供する。

平成27年11月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成27年11月5日

## 2 名称

特定非営利活動法人夢の一步

## 3 代表者の氏名

濱口道和

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市元寺町四丁目4番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、これからの社会を生きる子どもたちに、自主的、創造的な学びを提供することを目的とする。

## 和歌山県告示第1316号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

平成27年11月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30723004 49	有限会社やまちょう	介護サービスベスト・ケア佐野	新宮市佐野975-8	訪問介護 介護予防訪問 介護	平成 25.9.1

30724011 30	株式会社トラストマインド	訪問介護センタートラストマインド和歌山	西牟婁郡白浜町941-1	訪問介護 介護予防訪問 介護	平成 27.5.31
30612901 71	株式会社なだいコーポレーション	訪問看護ステーションなだい	紀の川市下井阪605	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導	平成 27.6.1
30725002 12	社会福祉法人新宮市社会福祉協議会	社会福祉法人新宮市社会福祉協議会熊野川ステーション	新宮市熊野川町日足656-1	訪問介護 介護予防訪問 介護	平成 27.6.30
30613900 47	有限会社セブンメイト	訪問看護ステーションあしたば	伊都郡かつらぎ町佐野800-1	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導	平成 27.6.30
30714011 07	株式会社ジャック	ジャックと豆の木	海南市藤白142-5	通所介護 介護予防通所 介護	平成 27.6.30
30712010 51	株式会社インテック	ひまわり介護サービス	紀の川市貴志川町神戸28-1	訪問介護 介護予防訪問 介護	平成 27.7.1
30620900 42	合同会社たまり	訪問看護ステーション風	御坊市湯川町小松原420-15 興土ビル4階A	訪問看護 介護予防訪問 看護	平成 27.7.1
30714009 50	株式会社サザンクロス	サザンクロスひかた	海南市日方1512-3	通所介護 介護予防通所 介護	平成 27.8.1
30721009 14	一般社団法人ディスクール	レッツ倶楽部由良	日高郡由良町里277-1	通所介護 介護予防通所 介護	平成 27.8.1
30612900 98	社会医療法人三車会	訪問看護ステーション桃花苑	紀の川市桃山町神田378	居宅介護支援	平成 27.8.31
30711003 52	有限会社ラポール	ケアプランセンターリアン	海草郡紀美野町小畑371-3	居宅介護支援	平成 27.8.31
30717002 27	社会医療法人三車会	ヘルパーステーション桃花苑	紀の川市桃山町神田378	訪問介護 介護予防訪問 介護	平成 27.8.31
30510800 12	社会医療法人博寿会	介護老人保健施設博寿苑	橋本市東家6-7-5	通所リハビリ テーション 介護予防通所 リハビリテー ション	平成 27.8.31
30721000 62	医療法人平成会	ひまわり介護なんでも相談室	日高郡美浜町田井313-1	居宅介護支援	平成 27.9.1
30712005 41	社会医療法人三車会	デイサービスセンター桃花苑	紀の川市桃山町神田378	通所介護 介護予防通所 介護	平成 27.9.1
30716012 68	株式会社広域有田	デイサービスわかばの郷	有田郡有田川町西丹生図124-6	通所介護 介護予防通所 介護	平成 27.9.11

30718001 59	株式会社鼎コーポレーション	ヘルパーステーションかなえ	岩出市西野353-4	訪問介護 介護予防訪問 介護	平成 27.9.30
30617900 48	株式会社ケアパートナーズ	すみれ訪問看護ステーション	紀の川市上田井1083-1	訪問看護 介護予防訪問 看護	平成 27.9.30
30712012 91	有限会社ウエストマウンテン	きしの村	紀の川市貴志川町西山33	通所介護 介護予防通所 介護	平成 27.9.30
30715000 98	株式会社楠林箕島電化センター	株式会社楠林箕島電化センター	有田市宮崎町7	福祉用具貸与 特定福祉用具 販売 介護予防福祉 用具貸与 特定介護予防 福祉用具販売	平成 27.9.30
30724008 35	特定非営利活動法人高齢者自立支援ホーム塩野の家	ケアプランセンター塩野の家	西牟婁郡白浜町塩野29	居宅介護支援	平成 27.10.31
30723004 72	株式会社アシストエイト	訪問介護事業所元気	新宮市三輪崎2-14-4	訪問介護 介護予防訪問 介護	平成 27.10.31
30724006 86	特定非営利活動法人高齢者自立支援ホーム塩野の家	高齢者自立支援ホーム塩野の家	西牟婁郡白浜町塩野29	通所介護 介護予防通所 介護	平成 27.10.31

和歌山県告示第1317号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年11月9日に認可した。

平成27年11月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第42号-1	西牟婁郡白浜町才野字下垣内425外9筆
平成27年度第42号-2	西牟婁郡白浜町中字日根1015-3

和歌山県告示第1318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年11月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊湯浅線



区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡由良町大字門前字水谷坪 765番1地先から同町大字門前字 水谷坪769番1地先まで	旧	14.93 } 24.93	72.10	
同上	新	15.54 } 34.06	84.10	

**和歌山県告示第1319号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年11月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊湯浅線

供用開始の区間 日高郡由良町大字門前字水谷坪765番1地先から同町大字門前字水谷坪769番1地先まで

供用開始の期日 平成27年11月17日

**警察本部告示****和歌山県警察本部告示第10号**

交通切符管理システム構築及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年11月17日

和歌山県警察本部長 直 江 利 克

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
交通切符管理システム構築及び賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県警察本部警務部会計課  
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日  
平成27年9月11日
- 4 落札者の氏名及び住所  
交通切符管理システム構築及び賃貸借業務・NECAP/NECコンソーシアム  
(代表者) NECキャピタルソリューション株式会社  
東京都港区港南二丁目15番3号  
(構成員) 日本電気株式会社  
東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 落札金額

30,565,207円(うち消費税及び地方消費税の額2,264,089円)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成27年7月17日